



平成 30 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長兼CEO 高 田 修
(J A S D A Q ・ コード番号 : 3 3 4 4)
問合せ先 経営戦略本部長兼CSO 宮 谷 穰 士
(TEL : 029-853-1313)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 6 日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更を決議し、平成 30 年 5 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期の変更

変更前：毎年 2 月末日

変更後：毎年 3 月 31 日

2. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとしておりますが、当社親会社である RIZAP グループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算並びに業績開示等をより適切に行なうことを目的とし、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までといたします。

なお、決算期の変更に伴い、移行期間となる第 31 期事業年度は、平成 30 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 13 ヶ月といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 12 条（基準日）及び第 35 条（事業年度）並びに第 37 条（剰余金の配当）につき、所要の変更を行い、経過措置として附則を新設するものであります。
- ② その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定）	平成 30 年 5 月 24 日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 30 年 5 月 24 日（木）

4. 今後の見通し

第 31 期の業績見通しにつきましては、本日開示しております平成 30 年 2 月期決算短信のとおり、事業年度を長く設定することによる影響等を現在精査中であり、見通しが明らかになり次第、速やかに開示いたします。

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第35条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日から翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第35条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>1 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、平成30年3月1日から始まる第31期事業年度は、平成31年3月31日までの13ヶ月とする。</u></p> <p><u>2 第37条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第31期事業年度の中間配当の基準日は平成30年8月31日とする。</u></p> <p><u>3 前2条および本条は、第31期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>